

広島県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和四年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・五・八四七号畝曾田線

三 事業施行期間

令和四年六月二十三日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県安芸郡海田町畝一丁目、曾田及び国信一丁目地内

使用の部分

広島県安芸郡海田町畝一丁目、曾田及び国信一丁目地内